

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年1月1日～令和18年12月31日までの10年間

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

- 令和8年1月1日～令和18年12月31日
- ・法に基づく諸制度の周知や情報提供の為にパンフレット等を社員に配布
- ・育児休業取得予定者へは、外部専門家より個別に制度の流れを資料等使用して説明を行う。

目標2：育休後に仕事と子育ての両立に不安を持つ女性や、積極的に子育てに参加しながら働きたい男性が、安心して継続就業できる環境をつくり、仕事と家庭の両立を支援する育児復帰支援プランの作成

＜対策＞

- 令和8年1月1日～令和18年12月31日
- ・法に基づく諸制度の周知や情報提供の為にパンフレット等を社員に配布
- ・育児休業取得予定者へは、外部専門家より個別に制度の流れを資料等使用して説明を行う。